

管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書
滋賀県関係課意見に対する事業者の見解

資料 3

番号	担当所属		意見等の内容
	部	課	
1	琵琶湖環境部	循環社会推進課	施設の設置を計画されるにあたり、活断層の影響を考慮されたい。
2			浸出液処理設備の位置検討について、放出先の状況も考慮されたい。
3		下水道課	琵琶湖西岸地震発生の懸念があるため、想定震度に基づく「管理型処分場の構造」の検討案が必要ではないか。
4			浸出液処理について、下水投入の検討も必要ではないか。
5		森林政策課 森林保全課	滋賀県指令森保第165号による許可に係る残置森林等の維持管理に関する誓約書に基づき、残置森林等は適正に維持管理して下さい。
6			計画内容により当該許可の変更が必要となる場合があります。
7		自然環境保全課	当該事業地は、滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針（平成14年7月策定）による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれています。 事業実施にあたっては、専門家に助言を仰ぎ、必要に応じて、営巣活動などにより特に敏感度の高い時期（イヌワシ：12月から5月前半、クマタカ：1月から7月中旬）には、人の突然の近接や、不自然な騒音・振動の発生など、当該鳥種を驚かす恐れがある行為を出来る限り避けるよう、格別の配慮をお願いします。
8	商工観光労働部	モノづくり振興課	鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請がされている場合があるので、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会してください。
9			鉱区が設定されている場合は、権利者と調整をしてください。
10	農政水産部	水産課	事業実施想定区域付近には和邇川が流れており、事業実施にあたっては、漁場環境の保全および水産資源保護の観点から、汚濁水をはじめとする水産動植物に有害な物を流出させないよう万全の措置を講じてください(滋賀県漁業調整規則第34条)。
11			和邇川では、追いさで網漁業が許可されていること、和邇川が流入する付近の琵琶湖では、第二種共同漁業権に基づく小型定置網漁業が免許されているほか、刺網漁業、あゆ沖すくい網漁業等様々な漁業が営まれていることから、これらに悪影響を及ぼさないよう十分留意してください。
12			和邇川下流域には、水産資源保護法に基づくアユの産卵保護水面が設定されていることから、アユの産卵に悪影響を及ぼさないよう十分留意してください。
13	土木交通部	都市計画課	地形及び地質の状況について、地すべり地形が周りに点在していると記載されています。当該処理場は、災害廃棄物の受け入れについても大きく貢献するとありますが、道路が寸断される等の恐れはないのか、ご確認いただきたい。
14			活断層の花折断層が区域の西縁付近に存在すると記載されていますが、地震が発生した際の遮水シートへの影響は考慮されているのか、ご確認いただきたい。

番号	担当所属		意見等の内容
	部	課	
15	教育委員会	文化財保護課	事業予定地には、周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しておりませんが、事業予定地が広域のため、不時発見等のおそれがあります。つきましては埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に大津市教育委員会 文化財保護課と協議してください。
16	県警本部	交通規制課	開発に伴って、出入車両に付着した砂泥等が道路に流出することがないように、洗車場を設ける等して、道路を汚損したり粉塵が飛散することのないように配慮してください。